

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年3月17日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100501 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2100029 号

## 第 1 結論

平成元年\*月から平成 2 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年\*月から平成 2 年 10 月まで

私の母は、平成 4 年の夏頃に A 市役所 (現在は、B 市役所) に電話をし、私の国民年金の加入手続きを行い、自宅に届いた納付書で国民年金保険料を納付してくれた。その後、電話で保険料が納付されていない期間があると説明され、20 歳まで遡って納付してくれたが、請求期間の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の母は、平成 4 年に請求者の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を 20 歳まで遡って納付したと主張しているところ、国民年金の加入手続きは請求者の保有する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号「\*」における国民年金被保険者資格取得の入力処理日 (平成 4 年 10 月 19 日) から、平成 4 年 10 月に行われ、請求者が 20 歳に到達した平成元年\*月\*日に遡って資格を取得したことが確認できる。

しかしながら、国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) 第 102 条により、被保険者は、保険料納期限から 2 年を経過した被保険者期間については時効により保険料を納付することはできない旨規定されているところ、請求者の母が平成 4 年 10 月に国民年金の加入手続きを行った時点では、請求期間のうち平成元年\*月から平成 2 年 8 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、平成 4 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料が平成 4 年 10 月 29 日に納付されていることが確認でき、当該納付時点及び上記加入手続き時点において、請求期間のうち平成 2 年 9 月及び同年 10 月の保険料を納付することは可能であったものの、請求者の母は請求期間の保険料について、納付方法及び納付金額の記憶が明確でない上、B 市役所は請求者の国民年金保険料の納付に係る資料はない旨回答している。

さらに、請求期間直後の平成 2 年 11 月から平成 4 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料

が同年12月25日に納付されていることが確認できるところ、当該納付時点では平成2年9月及び同年10月に係る保険料は時効により納付することができない。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったものの、請求者に上記手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求者が当該期間の保険料を納付していた事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100520号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100083号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年9月26日から同年10月1日まで

年金請求をする際に厚生年金保険の記録を確認したところ、A社の被保険者資格喪失日が昭和60年9月26日となっていたが、同社には同年9月30日まで出勤し、翌日から新しい会社(B社)に出勤しているため、厚生年金保険の資格喪失日を、同年10月1日として年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社に昭和60年9月30日まで勤務していたと主張しているが、同社から提出された請求者の労働者名簿及び退職願には、同年9月25日を退職日とする旨の記載がされている上、雇用保険の加入記録においても、請求者の同社における離職日は同年9月25日と記録されていることから、請求者が請求期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社は、請求期間における厚生年金保険料の控除に係る資料は保管しておらず、当時の給与及び社会保険事務担当者は既に亡くなっており、昭和60年9月分の保険料を控除したかは不明である旨の回答をしている。

さらに、請求者から提出されたB社発行の昭和60年分源泉徴収票の摘要欄に記載されているA社における社会保険料控除額からは、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。